

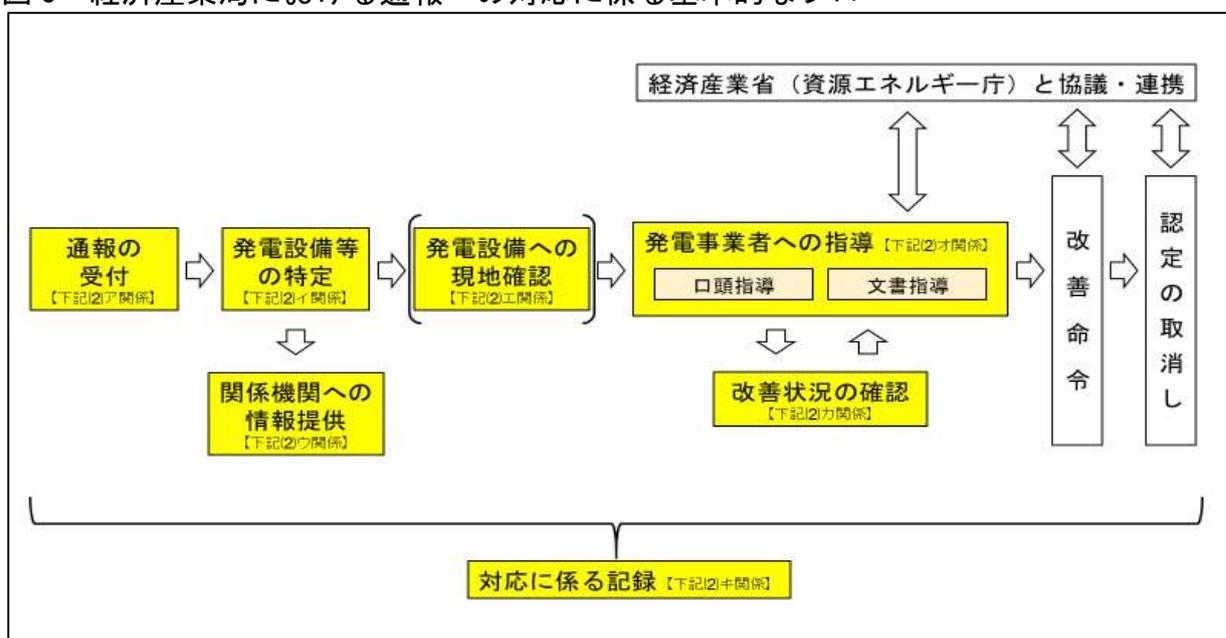
5 発電事業者への適切な指導等の実施

(1) 制度等（法改正前）

再エネ特措法において、経済産業大臣は、発電事業者に対し、事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとするとしており（指導及び助言：第12条）、発電事業者が事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該発電事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（改善命令：第13条）、発電事業者が改善命令に違反した等と認めるときは、認定を取り消すことができる（認定の取消し：第15条）とされている。

これらの経済産業大臣が実施する発電事業者への指導及び助言（以下「指導等」という。）、改善命令、認定の取消しについては、経済産業局と経済産業省（資源エネルギー庁）で連携しながら、対応を行っている（図3参照）。

図3 経済産業局における通報への対応に係る基本的なフロー



- (注) 1 調査結果に基づき、当省が作成した。
2 黄色のマークは、調査結果に掲載した箇所である。

このほか、発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって遵守すべき法令としては、森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の国の法令（遵守すべき主な国の法令については、資料5-①の付録参照）及び地方公共団体が制定している条例がある（本報告書では、発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって遵守すべき関係法令のうち、再エネ特措法を除くものを「他法令」と称する。）。

他法令の中には、地方公共団体等の関係機関が、許可、届出の受付等を行うとともに、他法令に違反している発電事業者への対応を行うことを定めているものがある。

(2) 調査結果

ア トラブル等に係る通報の受付

再生可能エネルギー発電設備のトラブル等に係る通報（以下単に「通報」という。）の受付方法について、実地調査した 7 経済産業局のいずれも、電話、メール、郵便及び同局への来局により、通報を受け付けていた¹⁶。

また、以下の方法でも通報を受け付けていた。

- ① 経済産業省（資源エネルギー庁）が情報提供フォームで受け付けた通報について、およそ月に 1 度の頻度で、通報に係る発電設備の設備所在地を管轄する経済産業局に転送
- ② 地方公共団体が、発電事業者に対し、関係法令違反として文書にて勧告、命令等を行ったものについて、平成 30 年協力依頼に基づき、管轄する経済産業局に情報提供

なお、関係法令違反通報機能については、令和 5 年 3 月に運用が開始されたこともあり、実地調査の時点では、いずれの経済産業局も関係法令違反通報機能により受け付けた通報はないとしている。

さらに、中部経済産業局及び近畿経済産業局においては、「固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務」として、再エネ特措法に係る発電事業者の不適切案件の情報収集等を外部委託しており、委託事業者が通報の受付窓口を設置している¹⁷。

実地調査した 7 経済産業局における通報の受付件数については、多いところでは年間百数十件程度、少ないところでは年間数十件程度であるとしている。

イ 通報に係る発電設備や発電事業者の特定

通報に係る発電設備や発電事業者の特定について、経済産業局では、通報者から提供された、発電設備が設置されている住所、設備 ID、発電事業者名等の情報を基に特定を行っているとしている。

特定する際には、どの経済産業局も、認定を受けた発電設備に付与されている設備 ID が分かれば速やかに特定できるとしている。

この設備 ID については、受け付けた通報の多くで設備 ID がないとした経済産業局（北海道、近畿及び九州経済産業局）がみられた一方、実地調査では、情報提供フォームで通報する際に、設備 ID を把握していても、設備 ID を入力する欄がないため、入力していないとする市町村がみられた。

また、経済産業局では、地番を基に民間企業の地図アプリを活用して発電設備を特定するなどしていた。

¹⁶ 中部経済産業局及び近畿経済産業局では、委託事業者が通報の受付窓口を開設している時期があり、同時期においては、当該受付窓口（電話及びメール）で受け付けているとしている。

¹⁷ 北海道経済産業局及び関東経済産業局においては、受付窓口の設置までは行われていないものの、「固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務」として、通報に係る情報収集等を外部委託している。なお、関東経済産業局では、令和 5 年度は委託事業者による受付窓口の設置が行われている。

ウ 他法令違反及びその疑いがある通報に係る関係機関への情報提供

他法令違反及びその疑いがある通報を受け付けたとき¹⁸の対応について、通報内容の事実確認を兼ねて関係機関に情報提供を行っているとする経済産業局（関東及び中部経済産業局）がみられた一方、通報者に対して関係機関に連絡するよう促すなど、自らは関係機関に情報提供を行っていないとする経済産業局（北海道、近畿及び九州経済産業局）もみられた。

エ 通報のあった発電設備に対する現地確認

通報のあった発電設備に対する現地確認について、認定の取消しに至る可能性がある通報や土砂災害等の周囲に危険が及ぶ可能性がある通報の場合に、必要に応じて実施しているとする経済産業局（北海道、関東及び近畿経済産業局）がみられ、現地確認では、目視により事業計画に基づいた管理の状況や周囲への危険性を確認している。

一方で、現地確認を自ら実施することはないとする経済産業局（東北、中部、中国及び九州経済産業局）がみられたほか、自ら実施しているとする経済産業局の中にも、限られた職員数で通報への対応を行っているため、頻繁には実施できず、実施できたとしても通報の受付から時間を要している場合が多いとする経済産業局（関東経済産業局）もみられた。

オ 発電事業者に対する指導等

発電事業者に対する指導等について、実地調査した7経済産業局はいずれも、口頭での指導等（以下「口頭指導」という。）や文書による指導等（以下「文書指導」という。）を実施しており、まずは口頭指導を実施しているが、口頭指導の実施後も改善がみられない場合や、口頭指導の際に連絡がつかない場合には、文書指導を実施している。

i) 文書指導の実施に当たっては、いずれの経済産業局も、経済産業省（資源エネルギー庁）と情報共有や協議を行いながら対応することになっているが、以下のとおり、文書指導の実施基準や経済産業省（資源エネルギー庁）との協議基準について定めている経済産業局はみられなかった。

- ① 口頭指導を繰り返しても改善がみられない場合には、文書指導を実施することとなるが、文書指導の実施基準等は定めていない（東北経済産業局）。
- ② 口頭指導によって、発電事業者が改善に応じていることもあり、どのような場合に文書指導を実施するのかの想定はできておらず、その実施手順等も定めていない（中部経済産業局）。
- ③ 文書指導の実施時期を判断する基準等は定めておらず、発電事業者の対応を踏

¹⁸ 平成30年協力依頼に基づいて都道府県から森林法違反の情報提供がなされた場合など、関係機関自体からの情報提供を受け付けた場合は除く。

まえ、個別に判断することとしている（九州経済産業局）。

- ii) 連絡がつかない発電事業者に対し、通報の受付から 10 か月ほど経過しているが、文書指導を実施していないとする経済産業局もみられた（中部経済産業局）。
- iii) 文書指導を行ったが、以下のとおり連絡がつかない発電事業者がいるとする経済産業局もみられた。
 - ① 市町村からの通報を受け、特定記録郵便にて連絡したものの、宛先不明で返送され、連絡がつかない発電事業者がいるが、その他の対応を行うことは困難であるため、特段の対応を行っていない（九州経済産業局）。
 - ② 郵送でも連絡がつかない場合は、保守点検責任者や設備所在地等の地方公共団体に照会して、発電事業者に連絡する方法を探るが、それでも発電事業者に連絡がつかないことが年に数件ある（関東経済産業局）。

カ 指導等を行った後の改善状況の確認

- i) 指導等を行った後の発電事業者の改善状況の確認について、実地調査した 7 経済産業局のうち、6 経済産業局では、発電事業者に対して改善報告を求め、当該報告により確認しているとする一方、発電事業者に対して、改善措置の実施予定時期の確認はしているが、改善状況の確認までは行っていないとする経済産業局（中国経済産業局）がみられた。

また、発電事業者からの改善報告により確認しているとする 6 経済産業局はいずれも、標識や柵塀の設置等の改善状況が目視で確認可能なものについては、改善状況が分かる写真の提出を求め、当該写真により改善状況を確認しているとするが、中には、発電事業者から写真の提出がない場合でも、口頭で改善した旨の報告があれば、改善措置が実施されたものと判断しているとする経済産業局（九州経済産業局）もみられた。

- ii) 一方、以下のとおり、着実に改善が図られていることを確認するために工夫している事例がみられた。
 - ① 発電事業者に提出を求める写真の要素を具体的に定めている（近畿経済産業局）。
 - ② 条例等に基づいた住民説明会の開催を指導等したものについて、発電事業者に対し、住民説明会の資料を提出させている（東北経済産業局）。
 - ③ 例えば、柵塀の設置の場合は、見積もりから設置までに要する期間を約 1 か月と想定し、実施期限を設けた上で確認している（中部経済産業局）。

キ 通報への対応に係る記録

通報への対応に係る記録について、実地調査した 7 経済産業局はいずれも、通報の

受付時や発電事業者への対応時などに、記録を作成するとしている。

しかし、様式を定めて対応案件一覧表を作成し、通報内容や発電事業者への連絡などの対応状況等を記録している経済産業局（東北、関東及び中国経済産業局）がみられた一方、記録は作成しているが、組織的に共有してはいないとする経済産業局（北海道、近畿及び九州経済産業局）や、平成 30 年協力依頼に基づく、地方公共団体からの情報提供については記録を作成していないものがあるとする経済産業局（中部経済産業局）もみられ、記録の作成や組織的な共有が徹底されていない状況がみられた。

(3) 法改正の内容及び今後の経済産業省の対応

改正法により、発電事業者の事業計画遵守義務を明示するとともに、今後は、当該遵守義務に違反している場合には、発電事業者への積立命令¹⁹（以下「交付留保」という。）が行われることとなり、経済産業省の再エネワーキングの第 2 次取りまとめで、交付留保は、違反に係る客観的な措置（文書指導）がなされた段階において、実施することが可能と考えられるとされている。

また、交付留保、改善命令、認定の取消し等は書類を送達して行うこととなり（改正法第 52 条の 2 第 1 項）、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所等が知れない場合等には、経済産業大臣は公示送達²⁰をすることができることとなった（改正法第 52 条の 4）。

(4) 改善策の検討

改正法により、事業計画遵守義務に違反している発電事業者に対しては、交付留保が実施されることとなるが、文書指導がなされた段階において、交付留保をすることが可能とされたことを踏まえると、経済産業局における文書指導の対応が区々とならないよう、交付留保の起点の一つとなる文書指導の実施に当たっての経済産業省（資源エネルギー庁）への協議基準（実施時期、対象等）を整理しておくことが必要と考える。その際、交付留保等の運用に当たり、公示送達が活用されることを踏まえると、発電事業者と連絡がつかなかった場合に、円滑に公示送達を実施できるよう、公示送達の実施基準等も併せて整理しておくことが重要と考える。

また、通報により把握したトラブル等の改善を着実に進めていくに当たっては、関係機関との情報共有・連携、発電事業者への口頭指導、改善状況の確認等の対応を適確に実施していくことが重要である。あわせて、発電事業者による改善がみられない場合には、文書指導等の次なる対応が実施される必要があるが、そのためには、それぞれの対応の内容や結果を適切に記録し、組織的に共有しておくことが必要と考える。

¹⁹ 改正法では、発電事業者が事業計画遵守義務に違反している場合には、交付金相当額を積立金として積立てるべきことを命ずる（積立命令）ができるようになった。この積立命令により、交付金の一時停止が行われることとなる。

違反が改善された場合は、交付金相当額の取戻しを認めることで、発電事業者に早期の改善を促す一方で、違反が改善されなかった場合は、交付金の返還命令（一時停止された交付金の徴収）の対象となる。

²⁰ 相手方が所在不明で意思表示を到達させることができない場合に、その意思表示を到達させるための措置。経済産業省の掲示場に送達すべき書類を送達する旨を掲示し、掲示から 2 週間経過することによって、その効力が発生する。

発電設備の特定に当たっては、設備 ID を把握していても、情報提供フォームに入力欄がないことから提供していないとする市町村がみられたことを踏まえると、設備 ID が提供されるよう、情報提供フォームに入力欄を設けるほか、通報者が有している発電設備の特定に役立つ情報（標識の写真、写真の位置情報等）が提供されるよう、情報提供フォームの形式を充実することが重要と考える。

以上を踏まえ、今後、トラブル等の着実かつ迅速な改善に当たっては、経済産業省が指導等や交付留保などの必要な措置を適確に実施していくことが重要と考える。

（所見）

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 経済産業局が指導等を行っても改善されない場合や、発電事業者と接触できなかった場合などについての経済産業局から経済産業省（資源エネルギー庁）への協議基準を整理すること。
- ② 改善状況の確認を適確に行うため、写真等を活用するとともに、指導等の経緯等を記録し、組織内で共有すること。
- ③ 他法令違反やその疑いのある通報を受け付けた場合、関係機関への連絡や確認を励行すること。
- ④ 設備 ID や発電設備の特定に役立つ情報が提供されるよう、情報提供フォームの形式を検討すること。
- ⑤ 上記の措置を踏まえた指導等を着実に実施するとともに、改善されない場合は交付留保などの必要な措置を適確に実施すること。